

会 議 録

1. 会議名	災害対策業務に係る特殊勤務手当の支給について
2. 開催日	令和8年1月9日（金）
3. 出席者	市長、副市長、小西市長公室長、阪上企画財政部長、的場企画財政部副部長 担当部：田家総務部長、高塚危機管理監、森田総務部副部長 下村危機管理課長 西川消防長、千葉消防次長、長岡総務課長

4. 会議の目的
災害対策業務は平時の業務内容と異なることから、職員に対して特殊勤務手当を支給している。他市町の手当の対象業務等を参考にして、本市の特殊勤務手当の対象業務を整理するとともに、手当の金額を協議する。 また、消防本部の出動手当についても、金額や支給単位を決定する。
5. 補足説明（現状、課題など）
○災害対策業務 災害対策業務には、手当が支給される業務以外に避難所運営業務、被災家屋調査業務、避難支援業務、物資運送業務など、庁外に出動して業務に従事する内容があるが、特殊勤務手当が支給されていない。 令和6年1月19日付総務省文書として、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象作業に該当しうると通知がある。 阪神間各市では、避難所運営業務等に特殊勤務手当を支給している事例があることを確認した。 ○消防本部の出動業務 消防職員に対する出動手当については、救急出動は時間の制約なく支給される一方、水火災出動については30分以上出動しなければ支給されない。さらに、機関員手当は出動手当に加算されるため、30分未満の水火災出動では機関員手当も支給されない。 公平性の観点から、令和7年度消防職員委員会* において出動手当の見直しについて意見が提出され、審議の結果、修正を行う方向となった。 *消防職員委員会とは、消防組織法に設置根拠を持つ消防職員の団結権に代わる制度
6. 担当部の方向性
○危機管理課 (1)災害対策業務のうち、特殊勤務手当の対象業務を抽出 (2)特殊勤務手当の支給を決定（令和7年10月23日政策調整会議で協議済） (3)手当の支給額は、特殊勤務の内容や金額が他市等との比較が不明確のため再度詳細調査 (4)他市の災害対応内容及び特殊勤務手当額を比較し、支給案を作成 (5)令和8年3月市議会で川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例の改正案を上程 (6)令和8年4月以降の災害対応から適用 ※予算については、災害が予想できないため、現在の水防事業手当で対応し、不足する場合は予備費を充当する。

○消防本部総務課

- (1) 出勤手当の金額、支給単位を決定
 - (2) 実情に併せて文言整理
 - (3) 令和8年3月市議会で川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例の改正案を上程
 - (4) 令和8年4月以降の災害対応から適用
- ※予想する影響額は少額と想定されるため、当初予算内で対応する。

7. 質疑・意見等

意見：給与の原則は、公平であることが重要である。他市との比較内容を踏まえ大きな差異が無いようにすること。

意見：支給単位が様々であるが、もし基準が無い場合は、理由を説明できるように的確な支給にすること。

意見：改正することで、支給事務が繁雑にならないように注意すること。

8. 結論

令和8年3月議会に条例改正案を上程し、担当部案で見直しを進める。